

大阪市環境影響評価専門委員会（騒音振動部会）会議要旨

1 日 時 令和8年5月25日（月）14時00分～15時17分

2 開催場所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者 専門委員会委員：塩見委員 松井委員
連絡会委員：環境局環境管理部環境管理課長 他
事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

- (1) （仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書について
- (2) 咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書について

5 議事要旨

- (1) （仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価準備書の内容について、審議を行い、次のとおり意見があった。

〔騒音について〕

- ・ 施設稼働騒音の予測結果について、事業予定地の南側の飛び地に 60dB の円が来ることで間違いないか事業者を確認されたい。

〔振動について〕

- ・ 騒音源のパワーレベルが最も大きい副原料ダンピングについて、稼働時間が短いとして施設稼働に伴う振動レベル（L10）予測の対象外とされているが、振動予測では稼働時間を理由に特定の振動源を除外せず、全ての振動源を考慮した L10 予測結果を環境影響評価書に記載すること。

〔低周波音について〕

- ・ 施設稼働に伴う低周波音の音圧レベルの予測では、防音壁や堤防等の回折減衰や透過損失を考慮していないため、安全側で影響予測されていると考えられるが、現況値（1/3 オクターブバンドレベル）では「心身に係る苦情に関する参照値（低周波音問題対応のための評価指針（環境省））」の超過が確認されていることから、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を適切に実施すること。また、事後調査の結果、当該施設から著しい低周波音の発生が認められた場合は、環境保全対策を追加すること。

(2) 咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の内容について、審議を行い、次のとおり意見があった。

〔騒音について〕

- ・ 事業計画地周辺の環境騒音の現地調査の結果、環境基準値を超過している地点が確認され、さらに本事業の建設工事の影響により環境基準値を超過すると予測される地点が確認されたことから、工事が集中しないよう工事工程の調整等、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策に加え、更なる追加対策を検討し、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について十分配慮すること。

また、建設機械からの騒音レベルの予測結果では、事業計画地敷地境界（西側）付近での影響が最大となることから、防音シート及び仮囲いを適切に設置し、維持管理を徹底すること。

〔低周波音について〕

- ・ 建設機械等の稼働に伴う低周波の音圧レベルの予測では、1,000馬力以上の作業船を8,000馬力の船舶とみなしていることから、安全側で影響予測されていると考えられるが、現況値（1/3オクターブバンドレベル）では「心身に係る苦情に関する参照値（低周波音問題対応のための評価指針（環境省））」の超過が確認されていることから、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を適切に実施すること。
- ・ 加えて、事後調査において敷地境界で環境保全目標値を超過した場合は、環境保全対策を強化するとともに、事業計画地近傍の住宅等の環境保全施設への影響について評価すること。

6 問合せ先

環境局環境管理部環境管理課

住所 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's 棟南館5階

電話 06-6615-7938